

Vol.118

今回は 資産税

会員相談室

相談委員 大畑 智宏 (京橋)

相談事例
紹介

電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157

離婚に伴い信託契約により養育料が一括して支払われる場合の贈与税の課税の取扱いについて

事例1 甲は、配偶者の乙との離婚に伴い、長男の丙（3歳）に養育料が支払われるような、次の信託契約を締結した。この場合、贈与税等の課税関係は生ずるか。

信託の目的 丙の養育料の支払いを行い、丙の幸福な生活を維持すること。

委託者：甲

受託者：丁（第三者、契約解除同意者）

受益者：丙

信託財産：養育料として金1000万円

甲は、契約時に一括で金1000万円を丁に支払い、丁は、支払われた養育料を監護養育者によって、毎月の履行も確保できるよう、毎月一定額の均等割給付を行う予定である。この支給は丙が18歳に達するまで、15年間行われるものである。

回答

贈与税の課税は生じない。ただし、信託の給付金のうち収益から成る部分については、所得税の課税対象となる。

検討

1. 新たに信託の効力が発生した場合の課税関係

信託の効力が発生した場合には、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等となる者がいるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与により取得したものとみなす（相法9の2①）とされている。よって、今回の事例では、委託者である甲から、受益者である丙が当該信託に関する権利を甲から贈与により取得したとみなされることとなる。

2. 贈与により取得したとみなされる信託に関する権利

信託の効力が発生した場合において、贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利等取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、相続税法の規定を適用する（相法9の2⑥）とされている。よって、丙は、信託に属する資産である金1000万円を贈与により取得したとみなされることとなる。受益者は、信託契約により、毎月一定額の均等割給付を受けるが、当該額が、贈与により取得したとみなされる金額ではないことに留意する必要がある。

3. 贈与税の非課税規定

相続税法では、扶養義務者相互間において、生活費又は教育費に充てるための贈与財産のうち通常必要と認められる金額は、贈与税の課税価格に算入しないとされる贈与税の非課税規定（相法21の3）が存在する。

4. 贈与税の非課税規定の適用有無

委託者と受益者が異なる信託行為がされた場合には、信託の効力が生じた時において、委託者から受益者が信託財産に属する資産を贈与によって取得したとみなされる。本事例では、丙が贈与により取得

したとみなされる金1000万円が、贈与税の非課税規定の対象となり得るかどうか焦点となる。当該規定の「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるため」という贈与の趣旨は満たしているが、「通常必要と認められるもの」に該当するかは、疑義が生ずる部分と考える。

5. 離婚に伴い養育料が一括して支払われる場合の贈与税の課税の取扱いについて

「昭56・5・30付照会」（昭和57年6月30日 直審5-5）に、標題の取り扱いに対する回答がある。当該照会に係る登場人物等の前提条件は、本事例と同様であるが、信託財産は金400万円であり、子が満18歳に達するまでの期間（概ね10年間）の月の養育料として、均等割給付が行われるという内容のものであった。また、この信託行為を行う理由は、子の養育料の支払については、通常、長期間にわたるところから、養育料の支払の原則である毎月の履行の確保がむずかしいため、まとめて支払う必要の生ずる場合もあるというものである。回答の内容は、「養育料の金額が、その支払いを受ける子の年齢その他一切の事情を考慮して相当な範囲内のものである限り、贈与税は課税されません。ただし、毎年支払を受ける信託の分配金のうち収益から成る部分については、所得税の課税の対象となります。」というものであり、子の年齢や一切の事情及び相当な範囲内ということが、贈与税の非課税規定の適用の基準とされていることがわかる。

6. 本事例の贈与税の非課税規定の適用について

5.の照会事例と本事例の異なる部分は、信託財産の金額及び給付期間の2点である。よって、信託行為の給付期間で支払われる金額が、子の年齢や一切の事情及び相当な範囲内ということかどうかを検証する。金1000万円を15年間で毎月均等に給付する場合、毎月5万5000円程度の給付となる。親の年収により養育費の基準額は変動するが、裁判官等から構成される「東京・大阪養育費等研究会」が作成した「簡易迅速な養育費の算定を目指して」（判例タイムズ平成15年4月1日第1111号掲載）の資料からも、毎月5万5000円という養育費は決して相当な範囲内を超える金額ではないことが確認出来る。よって、本事例の信託契約により、丙が甲から贈与により取得したとみなされる金1000万円については、贈与税の非課税規定が適用されると考えられる。



不動産の売買契約締結後、所有権移転前（最終代金決済前）に相続が発生した場合の居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例の適用について

事例2

被相続人甲は、妻乙とともに居住の用に供していた甲の不動産（家屋及び土地）の売買契約を行ったが、その所有権移転登記手続及び代金決済を行う前に相続が発生した。その後、乙（相続開始時点で乙は当該家屋に居住していた）が、当該契約行為を承継し、売却代金を受け取った。この場合、譲渡時期を所有権移転時期とした場合に、乙は居住用財産の譲渡所得の特別控除の特

例（以下、「本特例」という。）の適用は受けられるか。

回答

乙は居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例の適用は受けられる。

検討

1. 譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期

譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期について通達では、譲渡所得の基因となる資産の引渡しがあった日によるものとする。ただし、納税者の選択により、当該資産の譲渡に関する契約の効力発生の日により総収入金額に算入して申告があったときは、これを認めるとされている（所基通36-12）。よって、譲渡所得の基因となる資産の引渡しがあった日、すなわち乙が売却代金を受け取った日を収入すべき時期とした場合には、乙が所得税申告を行うこととなり、売買契約締結日を収入すべき時期とした場合には、甲に係る準確定申告において当該売却に係る申告を行うこととなる。

2. 本特例の内容

本特例は、譲渡資産がその譲渡者の居住の用に供されていたもの（居住用家屋の譲渡又は居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡）である場合に適用されることになっている（措法35①②）。

売買契約締結日を資産の譲渡に関する契約効力発生の日により総収入金額に算入することを選択するときは、本特例の適用を受けることができる。甲に係る準確定申告において所得税申告を行うこととなるが、この場合には当然に、甲が居住し、かつ、所有していた家屋及びその敷地の譲渡に該当するため、本特例の適用は受けられる。しかし、乙が売却代金を受け取った日を収入すべき時期とした場合、乙の所得税申告で本特例の適用が受けられるかが問題となる。

3. 事例における本特例の適用について

資産の引渡しがあった日について、通達では、譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期は、資産の譲渡の当事者間で行われる当該資産に係る支配の移転の事実（例えば、土地の譲渡の場合における所有権移転登記に必要な書類等の交付）に基づいて判定をした当該資産の引渡しがあった日によるとされており、さらに、当該収入すべき時期は、原則として譲渡代金の決済を了した日より後にはならないとされている。本件の場合、甲から相続により乙が承継した時点、すなわち相続時点において乙が譲渡する家屋に居住し、かつ、所有している事実がある。よって本特例の適用を受けることができる。

注) 内容は、平成31年2月18日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。